

第2期第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の概要

1 背景及び目的

(1) 背景

- 1960年代から1970年代にかけて、浅瀬や干潟の減少、水質汚染など採食環境の悪化により生息数が減少
- 1980年代以降、水質改善や営巣地の保護等により、生息数が増加に転じ漁業被害や糞による樹木の枯死が顕在化
- 本県においても、1990年代以降、生息数の増加や生息域の拡大に伴い、アユの捕食など内水面漁業被害が発生

(2) 目的

生物多様性の確保、漁業の健全な発展等の観点から、カワウ個体群を安定的に維持し、生息地を適正な範囲へ縮小

2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）

カワウ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 管理を行う区域

山口県全域

5 管理の目標等

(1) 現状

○生息状況

・ねぐら・営巣数は、前回調査に比べて増加

ねぐら：(H25) 14カ所 ⇒ (H27) 19カ所

営巣地：(H25) 5カ所 ⇒ (H27) 4カ所

営巣数：(H25) 309巣 ⇒ (H27) 334巣

○捕獲状況

狩猟鳥獣に指定された平成19年度以降、毎年度、狩猟及び有害鳥獣捕獲許可により捕獲

(2) 被害状況及び被害防除対策

- 春のアユの放流・遡上時期、秋の落ちアユの時期に、カワウによる食害が発生
- 平成19年3月に策定（水産部局）した「山口県カワウ食害防除対策ガイドライン」に沿って、平成19年度以降、テグス張り、追い払い等の被害防除対策を実施

(3) 管理の基本的な考え方及び目標等

- 基本的な考え方
県と市町等との役割分担の下、個体数管理や被害防除対策等を総合的に推進
- 管理目標
自然状況下において、漁業等被害が問題化・顕在化しない状況へ個体群を誘導

6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

- 生息個体数の多い営巣地を対象に繁殖抑制
- 新たに形成されるねぐら・営巣地の早期発見・除去

(2) 個体数管理の目標

- ねぐら（14カ所）、営巣地（3カ所）、営巣数（300巣）以下

(3) 個体群管理の方法

- モニタリングの体制整備・実施
カワウ胃内容物調査、ねぐら・営巣地調査、採食地調査
- 体制の整備と計画的な個体群管理
 - ・協議会の設置
 - ・繁殖抑制等による営巣地の個体数の低減
 - ・新規のねぐらの利用放棄化や営巣地の除去
 - ・営巣木の伐採等による営巣数の通減

7 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

適切な捕獲と合わせ、河川等でのテグス張りや追い払い等の効果的な被害防除対策を推進するため、漁業者への普及啓発等を実施

(2) 河川環境の保全・整備

河川改修等に当たっては、鳥類が魚を補食しやすい水域が増えないよう、瀬と淵等の生態的機能に配慮

(3) 調査研究

- 市町や関係団体、研究機関等との連携の下、ねぐら・営巣地での生息状況、河川での被害状況等を調査研究
- 営巣地や飛来地での新たな捕獲技術の開発
- ドローンを活用した管理手法の検討
- 高性能空気銃を活用した個体数管理の検討

(4) 計画の推進体制

- 人財の養成や普及啓発によるカワウの保護管理に関する合意形成
- 市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関との連携強化
- 中国四国地方カワウ広域協議会等を通じた、中国・四国各県などとの連携強化

(5) 計画の進行管理

- 生息・被害状況等のモニタリングを基にした計画の進行管理
- 山口県カワウ対策連絡調整会議や山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会における計画の進捗状況の評価